

## 介護予防支援及び総合事業に係る ケアマネジメント業務の委託について

### 新規委託事業者の可否について

※「介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務委託指針」に則り、委託の可否を判定する。

事業所名：居宅介護支援事業所がじゅまる

所在地：千葉県柏市旭町8-5-19-107

**令和5年度 第3回柏市地域包括支援センター運営協議会  
新規委託事業者評価シート**

事業所名		居宅介護支援事業所がしゅまる				
評価基準	提供時間	a 8時30分～17時15分（前後30分内）で8時間45分/日	b			
		b 始業9時または終業16時45分であるが、8時間/日を超える				
		c 上記以内の営業時間				
	人員体制	a 介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が3.5件未満	a			
		b 介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が4.0件未満				
		c 介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が4.0件を超える				
	苦情対応	a 苦情の受付件数がなく、適切な体制がある	a			
		b 苦情の受付件数はあるが、適切な対応が取られている				
		c 上記に該当しない場合				
総合評価	○ 委託可能と判断したもの (審査項目の判定がすべてa, またはaとbの場合)	○				
	× 委託見合わせと判断したもの (審査項目の判定にcがひとつでもあるなど)					
委託可能時期		令和5年11月				